

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム（以下「官民PF」という。）と称する。

(目的)

第2条 官民PFは、ウィズ／ポストコロナ社会において、二地域居住等の促進に取り組む地方公共団体等が、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を官民一体となって行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 官民PFは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- (2) 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- (3) 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- (4) 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言
- (5) 二地域居住等の促進のための官民のマッチング
- (6) 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

(会員)

第4条 官民PFは、以下の会員をもって構成する。

- (1) 会員 二地域居住等の促進に意欲のある都道府県、市区町村及び二地域居住等に関係する団体又は民間事業者
- 2 会員として官民PFへの加入を希望する者のうち都道府県又は市区町村は、その旨を書面又は電磁的方法（電子メール等）（以下「書面等」という。）により事務局に提出することで、会員となることができる。
- 3 会員として官民PFへの加入を希望する者のうち団体又は民間事業者は、その旨及び暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないことを誓約する旨を書面等により事務局に提出し、事務局の審査を経て承認されることで、会員となることができる。
- 4 事務局は、会員として加入を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。
- 5 官民PFからの退会を希望する会員は、その旨を書面等により事務局に届け出ることによって、官民PFを退会することができる。
- 6 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) この規約に違反し、又は官民PFの信用を著しく害したとき

- (2) 会員が解散し、又は営業を停止したとき
- (3) 反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他官民P Fの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(共同代表)

第5条 官民P Fに5者からなる共同代表を置く。

- 2 共同代表は、会員の中から互選し、官民P Fを代表する。この際、都道府県又は市区町村及び二地域居住等に関係する団体又は民間事業者から選任することとする。
- 3 共同代表の任期は、1年とする。

(総会)

第6条 総会は、共同代表が招集し、共同代表がその議長となる。

- 2 総会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 官民P Fの運営に関する重要なこと
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 共同代表が必要と認めるときは、書面等による表決をもって総会の議決に代えることができる。

(専門部会の設置)

第7条 共同代表が必要と認めるときには、官民P Fに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

(会費)

第8条 当面の間、会費は徴収しない。

(負担金)

第9条 官民P Fの目的を達成するため、共同代表が必要と認めるときは、会員から負担金を徴収することができる。

- 2 負担金の額は、総会の決議により決定する。

(事務局)

第10条 官民P Fに、事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局は、共同代表による互選により選出する。

(雑則)

第11条 上記の他必要な事項は、共同代表が定める。

附 則

この規約は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年9月8日から施行する。
- 2 施行後の規約第4条第3項に規定する反社会的勢力と関係がないことを誓約する旨の書面等の提出は、施行日前に加入した協力会員に対しても適用させるものとする。

附 則

この規約は、令和6年10月29日から施行する。